

※新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、行事が中止または内容が変更となる場合があります。最新の情報については、各担当にお問い合わせください。

成人

保健センターを利用されるときは、健康手帳をお持ちください。健康手帳の交付は随時行っています。

内容	と き		ところ	対象	備 考
	日	時間			
健康チェックの日	毎月第1・3水曜日 (祝日除く)	9:00 ～11:00	保健 センター	一般 成人	内容…保健師による健康相談、体脂肪測定、禁煙相談 ※栄養士・作業療法士・歯科衛生士による相談は予約が必要です。
臨床心理士による こころの健康相談	6日(木) 20日(木)	13:30 ～15:30 ◎予約制			申し込み…保健センター(電話可) 内容…臨床心理士によるこころの健康相談(相談時間は1人30分程度です)。

予防接種



子ども

乳幼児の予防接種について

生後2か月頃に「予防接種予診票綴り」と「予防接種とこどもの健康」(冊子)を郵送しています。医療機関に予約をして、計画的に予防接種をしましょう。転入した人や予診票がない人は、母子健康手帳を持って、保健センターにお越しください。

麻疹風しん混合第2期の予防接種については、接種券の送付はありませんので、直接医療機関に予約をしてください。

子ども

個別通知をしていない定期の予防接種について

◎日本脳炎予防接種

積極的勧奨の差し控えにより、平成12年4月2日～平成19年4月1日生まれのお子さんは、20歳未満までの間に4回の不足分が接種できます。また、平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれのお子さんは、9歳から13歳未満の間に、1期の未接種分を接種することができますので、保健センターにお問い合わせください。

ただし、上記の対象者にあたるお子さんで、平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれで2期が完了していないお子さんには、令和2年4月末に個別通知しました。また、9歳になるお子さんには、9歳になる月に個別通知(2期)します。

◎子宮頸がんワクチン予防接種について

小学校6年生～高校1年生(標準的には中学校1年生)に相当する女子が対象です。令和2年6月末現在、積極的にはお勧めしていません。接種を希望する人は、保健センターにお問い合わせください。

高齢者

高齢者肺炎球菌予防接種(任意接種)について

定期接種対象者に該当しない65歳以上の人かつ過去に一度も市の助成を受けていない人で接種を希望する場合は、任意予防接種として接種費用の一部を助成します。

詳しくは、保健センターにお問い合わせください。

※定期接種対象者については、令和2年4月末に個別通知しました。

女性

風しんワクチン(麻疹風しん混合含む)の接種費用の助成について(任意接種) ※申請期限:令和3年3月31日(木)まで

接種日に岩倉市民で、次の①および②の両方に該当する人に接種費用の一部を助成します(令和3年3月末までに接種)。

①経産婦・妊婦を除く、妊娠を予定または希望する女性<ただし、風しん(麻疹風しん混合含む)ワクチン接種歴がある人、風しん罹患歴がある人を除く>。

②令和2年4月から令和3年3月までに受けた風しん抗体検査で抗体価が基準値に満たない人。

男性

風しんの追加的対策について(定期接種)

風しんの流行に伴い、これまで定期接種の機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性(風しん罹患患者、風しん予防接種歴のある人を除く)に対し、令和元年度から3年間、抗体検査の結果により公費で予防接種を実施しています。今年度は、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日までの間に生まれた男性に対し、令和2年4月にクーポン券を送付しました。全国の集合契約に参加している医療機関で利用できますので、厚生労働省のホームページで実施医療機関を確認し、クーポン券を持参のうえ受けてください。昨年度送付した昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性で、クーポン券を利用していない人は、昨年度送付したクーポン券の有効期限が令和3年3月までに延長されました。まずは、お手持ちのクーポン券を利用して抗体検査を受けてください。転入や紛失した人は、申請によりクーポン券を交付します。詳しくは、保健センターにお問い合わせください。

その他

市内委託医療機関以外での接種について

かかりつけ医が市外にある等の理由で、市外で接種を希望する場合は、接種する前に申請が必要となります。接種日の2週間前までに、お子さんの予防接種に関しては母子健康手帳を、高齢者の予防接種に関しては本人確認ができるもの(運転免許証等)を持って、保健センターにお越しください。

その他

市民税非課税世帯(生活保護受給世帯等含む)の予防接種費用の助成について

市民税非課税世帯(生活保護受給世帯等含む)に該当する人は、接種費用の自己負担分を全額助成します。詳しくは、保健センターにお問い合わせください。

救急医療電話番号案内

救急医療情報センター

☎ 0586-72-1133

休日急病診療所(日曜日・祝日)

☎ 66-4708

受付 9:00～11:30

13:00～16:30

小児救急外来

江南厚生病院内(こども救急診療室)

☎ 51-3333

○日曜日、祝日、第2・4・5土曜日

受付 8:30～16:30

○第1・3土曜日

受付 12:20～16:30

愛知県小児救急電話相談

☎ #8000

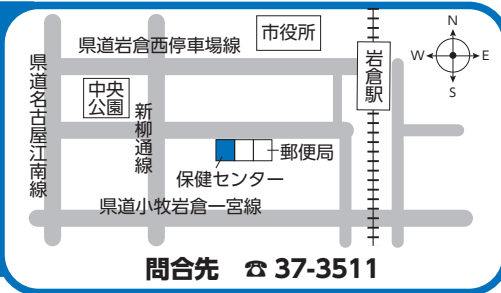
(☎ 052-962-9900)

○毎日 19:00～翌朝 8:00

※新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、行事（健診・検診を含む）が中止または内容が変更となる場合があります。最新の情報については、各担当にお問い合わせください。

8月の保健センター案内（予定）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため皆さんの健康と安全を考慮し、8月の保健センター事業の一部を変更させていただきます。



問合先 ☎ 37-3511

子どもとお母さん

教室・相談・健康診査に参加するときには、母子健康手帳をお持ちください。駐車場が少ないため、車でのお越しはなるべくご遠慮ください。

★の事業は要予約、先着順。

申し込みは、前月の15日（土・日曜日、祝日等の場合は翌開庁日）から受け付けています（電話可）。申し込み先 ☎ 37-3511

内容	とき			対象	備考・持ち物（母子健康手帳、バスタオル（おむつ替え用）） ところ：保健センター
	日	時間	受付		
母子健康手帳交付	毎週木曜日 (祝日除く)	10:00～	9:45～11:00	妊婦	持ち物…妊娠届出書（医療機関で発行） 内容…母子健康手帳の交付 ※初産の人は妊娠中の過ごし方、出産後の手続き等についてお話を聞いていただけます。 ご都合のつかない人は電話でご連絡ください。
★プレママと産後ママの交流会	18日(火)	10:00～11:00	9:45～10:00	妊婦と3か月までの児を持つ産婦（定員16人）	内容…妊産婦同士の小グループの交流会、妊産婦のための食事についての話
★パパママセミナー	1日(土)	10:00～11:00	9:45～9:55	妊娠6か月以降の初めて親になる夫婦（定員18組）	内容…お父さんの役割について、分娩の経過や育児について
★母乳相談	25日(火)	9:00～12:00	◎予約制	母乳育児をしている人（定員8組）	持ち物…母乳拭き用タオル 内容…母乳相談、授乳指導、育児相談、体重測定
★こども発達相談	11日(火)	9:00～11:00	◎予約制	乳幼児（定員8組）	内容…身体やことばの発達などの相談
★ツインズ交流会	17日(月)	10:00～11:00	—	双胎・多胎の妊婦等 双児・多児の親子（定員3組）	内容…情報交換、交流会
★これからはじめる離乳食教室	4日(火)	10:00～11:00	9:45～10:00	4～6か月児（定員18組）	内容…離乳食のはじめ方の話
★後期離乳食教室	17日(月)	10:00～11:00	9:45～10:00	9～11か月児（定員18組）	内容…離乳食後期の親子の食事についての話、歯の手入れの話
★かみかみ歯ピカ教室	7日(金)	9:30～10:30	9:15～9:30	1歳～1歳6か月児（定員15組）	持ち物…いつも使っている仕上げ磨き用歯ブラシ 内容…幼児食と歯の話、仕上げ磨きの話
★育児相談	3日(月)	9:00～11:00	◎予約制	乳幼児（定員38組）	持ち物…筆記用具 内容…育児相談・身体計測（希望者のみ） ※相談の内容によって保健師、栄養士、作業療法士、歯科衛生士が対応します。身体計測を希望する場合は予約時にお伝えください。

※乳幼児健康相談は「3密」を避けるため、令和2年度は中止し、予約制の育児相談を実施します。身体測定を希望される場合は個別に対応しますが事業の関係上、希望の時間に添えない場合もあります。まずはご連絡ください。

乳幼児健康診査・歯科健康診査

4か月児健診（令和2年4月生）、1歳6か月児健診（平成31年1月生）、3歳児健診（平成29年8月生）の対象者には、個別通知をしています。転入した人や個別通知が届いていない人は、保健センターにご連絡ください。

感染防止のため乳幼児健康診査を優先して実施回数を増やし対応しますので令和2年度の2歳児歯科健康診査と2歳6か月児親子歯科健康診査は、中止させていただきます。歯科についての相談は歯科衛生士に個別に相談することができます。お気軽にお電話ください。

歯科衛生士による相談：☎ 66-7300

一般不妊治療費の助成

不妊症と診断され、人工授精（医療保険適用外のみ）を受けられたご夫婦に、負担した費用の一部を助成しています。助成額は自己負担額の2分の1で1年度あたり4万5千円を上限として、連続する2年間です。所得制限があります。申請窓口は保健センターです。なお、令和2年度分（令和2年3月から令和3年2月診療分）の申請期限は、令和3年3月31日(水)です。市ホームページにも掲載しています。詳しくは、お問い合わせください。